さ及び面内せん断弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合いを考慮して代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りではない。

二　形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に存する建築物に用いられている直交集成板又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物に用いられる直交集成板は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号の規定に適合するものとみなす。

3　この告示の施行前に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項又は昭和五十六年建設省告示第千百号第一第十二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組（直交集成板を用いるものに限る。）を用いる建築物（この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項による通知がされた建築物に限る。）に用いられる直交集成板（当該軸組に用いられるものに限る。）は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号の規定に適合するものとみなす。

○国土交通省告示第五百六十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

制定文中「並びに同令第六十七条第一項」を「、同令第六十七条第一項」に改め、「圧縮及びせん断の許容応力度」の下に「並びに直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度」を、「圧縮及びせん断の材料強度」の下に「並びに直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度」を加える。

第一に次の一号を加える。

十九　直交集成板の繊維方向（強軸方向及び弱軸方向をいう。以下この号、第二第十八号及び第三第九号において同じ。）、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ　次に掲げる基準に適合する直交集成板（ニ及び第二第十八号ニを除き、以下単に「直交集成板」という。）の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・六を乗じて得た数値としなければならない。

(1)　直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に適合すること。

(2)　次に掲げる基準に適合すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、直交集成板の強度が当該基準に適合するものと同等以上であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

(i)　小角材をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に接着したものが、ラミナとして使用されていないこと。

(ii)　各ラミナの厚さが、十二ミリメートル以上三十六ミリメートル以下であること。

(iii)　直交集成板の幅及び長さが、三十六センチメートル以上であること。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
圧縮	$\frac{1.1F_c}{3}$	$\frac{2F_c}{3}$
引張り	$\frac{1.1F_t}{3}$	$\frac{2F_t}{3}$
曲げ	$\frac{1.1F_b}{3}$	$\frac{2F_b}{3}$
せん断	$\frac{1.1F_s}{3}$	$\frac{2F_s}{3}$

この表において、F_c、F_t、F_b及びF_sは、それぞれ直交集成板の種類及び品質に応じて第三第九号イからニまでに規定する圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

ロ　直交集成板のめりこみの許容応力度は、その表面と加力方向のなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。

(1)　十度以下の場合　イの表に掲げる圧縮の許容応力度の数値

(2)　十度を超え、七十度未満の場合　(1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値

(3)　七十度以上九十度以下の場合　次の表に掲げる数値

建築物の部分		(一)	(二)
		土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）	(一)項に掲げる場合以外の場合
長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	積雪時	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$	$\frac{1.43F_{cv}}{3}$
	積雪時以外	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$	$\frac{1.1F_{cv}}{3}$
短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	積雪時	$\frac{2F_{cv}}{3}$	$\frac{1.6F_{cv}}{3}$
	積雪時以外	$\frac{2F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$

この表において、F_{cv}は、直交集成板の種類に応じて第三第九号ホに規定するめりこみに対する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。